## 災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ

このたびの台風 19 号に伴う災害により被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

# ≪被害のご連絡窓口≫

お客さまからの被害のご連絡は、以下の受付窓口またはご契約の取扱代理店で承っております。

事故受付専用フリーダイヤル(24時間365日受付)

0120 - 492 - 585

## ≪災害救助法適用に伴う特別措置のご案内≫

#### ①保険契約の継続手続き

災害救助法が適用された日から、2か月以内に満期日を迎えるご契約につきましては、満期日を 過ぎてからでも災害救助法が適用された日から2か月以内に継続手続きくだされば、保険契約 が継続されたものとしてお取扱いいたします。

## ②保険料の払込

災害救助法が適用された日から、2か月以内にお支払い頂くべき継続契約の保険料につきましては、災害救助法が適用された日から、2か月を限度にその払込を延期することができます。

### ≪災害救助法の適用地域≫

下記に掲載してありますのでご確認ください。

本件に関するお問い合わせ、ご相談は以下の担当窓口で承っております。

〒283-0068 千葉県東金市東岩崎15-6 ジック少額短期保険株式会社

電話:0475-50-2240(平日の午前9時30分~午後5時)

災害救助法適用市町村	 法適用日	備考
【岩手県】	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災
宮古市(みやこし)		害により、多数の者が生命又は
大船渡市(おおふなとし)		身体に危害を受け、又は受ける
久慈市(くじし)		おそれが生じており、継続的に
一関市(いちのせきし)		救助を必要としている。
陸前高田市(りくぜんたかたし)		(災害救助法施行令
釜石市(かまいしし)		第1条第1項第4号適用)
気仙郡住田町(けせんぐんすみたちょう)		
上閉伊郡大槌町(かみへいぐんおおつちちょう)		
下閉伊郡山田町(しもへいぐんやまだまち)		
下閉伊郡岩泉町(しもへいぐんいわいずみちょう)		
下閉伊郡田野畑村(しもへいぐんたのはたむら)		
下閉伊郡普代村(しもへいぐんふだいむら)		
九戸郡野田村(くのへぐんのだむら)		
九戸郡洋野町(くのへぐんひろのちょう)		
【宮城県】		
仙台市(せんだいし)		
石巻市(いしのまきし)		
塩竃市(しおがまし)		
気仙沼市(けせんぬまし)		
白石市(しろいしし)		
名取市(なとりし)		
角田市(かくだし)		
多賀城市(たがじょうし)		
岩沼市(いわぬまし)		
登米市(とめし)		
栗原氏(くりはらし)		
東松島市(ひがしまつしまし)		
大崎市(おおさきし)		
富谷市(とみやし)		
刈田郡蔵王町(かったぐんざおうまち)		
刈田郡七ヶ宿町(かったぐんしちかしゅくまち)		
柴田郡大河原町(しばたぐんおがわらまち)		
柴田郡村田町(しばたぐんむらたまち)		
柴田郡柴田町(しばたぐんしばたまち)		
柴田郡川崎町(しばたぐんかわさきまち)		

災害救助法適用市町村	 法適用日	備考
伊具郡丸森町(いぐぐんまるもりまち)	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災
亘理郡亘理町(わたりぐんわたりちょう)		害により、多数の者が生命又は
亘理郡山元町(わたりぐんやまもとちょう)		身体に危害を受け、又は受ける
宮城郡松島町(みやぎぐんまつしままち)		おそれが生じており、継続的に
宮城郡七ヶ浜町(みやぎぐんしちがはままち)		救助を必要としている。
宮城郡利府町(みやぎぐんりふちょう)		(災害救助法施行令
黒川郡大和町(くろかわぐんたいわちょう)		第1条第1項第4号適用)
黒川郡大郷町(くろかわぐんおおさとちょう)		
黒川郡大衡村(くろかわぐんおおひらむら)		
加美郡色麻町(かみぐんしかまちょう)		
加美郡加美町(かみぐんかみまち)		
遠田郡涌谷町(とおだぐんわくやちょう)		
遠田郡美里町(とおだぐんみさとまち)		
牡鹿郡女川町(おしかぐんおながわちょう)		
本吉郡南三陸町		
(もとよしぐんみなみさんりくちょう)		
【福島県】		
福島市(ふくしまし)		
会津若松市(あいづわかまつし)		
郡山市(こおりやまし)		
いわき市(いわきし)		
白河市(しらかわし)		
須賀川市(すかがわし)		
相馬市(そうまし)		
二本松市(にほんまつし)		
田村市(たむらし)		
南相馬市(みなみそうまし)		
伊達市(だてし)		
本宮市(もとみやし)		
伊達郡桑折町(だてぐんこおりまち)		
伊達郡国見町(だてぐんくにみまち)		
伊達郡川俣町(だてぐんかわまたまち)		
安達郡大玉村(あだちぐんおおたまむら)		
岩瀬郡鏡石町(いわせぐんかがみいしまち)		
岩瀬郡天栄村(いわせぐんてんえいむら)		

災害救助法適用市町村	法適用日	備考
南会津郡下郷町	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災
(みなみあいづぐんしもごうまち)		害により、多数の者が生命又は
南会津郡桧枝岐村		身体に危害を受け、又は受ける
(みなみあいづぐんひのえまたむら)		おそれが生じており、継続的に
南会津郡只見町		救助を必要としている。
(みなみあいづぐんただみまち)		(災害救助法施行令
南会津郡南会津町		第1条第1項第4号適用)
(みなみあいづぐんみなみあいづまち)		
河沼郡柳津町		
(かわぬまぐんやないづまち)		
大沼郡三島町		
(おおぬまぐんみしままち)		
大沼郡金山町		
(おおぬまぐんかねやままち)		
大沼郡会津美里町		
(おおぬまぐんあいづみさとまち)		
西白河郡西郷村		
(にししらかわぐんにしごうむら)		
西白河郡泉崎村		
(にししらかわぐんいずみざきむら)		
西白河郡中島村		
(にししらかわぐんなかじまむら)		
西白河郡矢吹町		
(にししらかわぐんやぶきまち)		
東白川郡棚倉町		
(ひがししらかわぐんたなぐらまち)		
東白川郡塙町		
(ひがししらかわぐんはなわまち)		
東白川郡鮫川村		
(ひがししらかわぐんさめがわむら)		

		·
災害救助法適用市町村	法適用日	備考
石川郡石川町(いしかわぐんいしかわまち)	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災
石川郡玉川村(いしかわぐんたまかわむら)		害により、多数の者が生命又は
石川郡平田村(いしかわぐんひらたむら)		身体に危害を受け、又は受ける
石川郡浅川町(いしかわぐんあさかわまち)		おそれが生じており、継続的に
石川郡古殿町(いしかわぐんふるどのまち)		救助を必要としている。
田村郡三春町(いしかわぐんみはるまち)		(災害救助法施行令
田村郡小野町(たむらぐんおのまち)		第1条第1項第4号適用)
双葉郡広野町(ふたばぐんひろのまち)		
双葉郡楢葉町(ふたばぐんならはまち)		
双葉郡富岡町(ふたばぐんとみおかまち)		
双葉郡川内村(ふたばぐんかわうちむら)		
双葉郡大熊町(ふたばぐんおおくままち)		
双葉郡双葉町(ふたばぐんふたばまち)		
双葉郡浪江町(ふたばぐんなみえまち)		
双葉郡葛尾村(ふたばぐんかつらおむら)		
相馬郡新地町(そうまぐんしんちまち)		
相馬郡飯舘村(そうまぐんいいたてむら)		
【茨城県】		
日立市(ひたちし)		
土浦市(つちうらし)		
石岡市(いしおかし)		
結城市(ゆうきし)		
常総市(じょうそうし)		
常陸太田市(ひたちおおたし)		
高萩市(たかはぎし)		
北茨城市(きたいばらきし)		
笠間市(かさまし)		
つくば市(つくばし)		
守谷市(もりやし)		
常陸大宮市(ひたちおおみやし)		
那珂市(なかし)		

	 法適用日	備考
次音秋助宏過州印画刊	10月12日	一
坂東市(ばんどうし)		下和ルギロ風第   9号に行う炎
<sup>-                                   </sup>		音により、多数の名が生叩えば     身体に危害を受け、又は受ける
がすみがうら同(かすみがうらし)   桜川市(さくらがわし)		対体に心音を受け、文は受ける
東茨城郡城里町		お助を必要としている。
<sup>東次城和城里町</sup>   (ひがしいばらきぐんしろさとまち)		
(ひかしいはらさくんしろさとまら)     久慈郡大子町(くじぐんだいごまち)		(災害救助法施行令     第1条第1項第4号適用)
		另「宋弟「垻弟牛亏逈州 <i>)</i>   
水戸市(みとし)	10月13日	令和元年台風第19号に伴う災
ひたちなか市(ひたちなかし)		害により、多数の者が生命又は
神栖市(かみすし)		身体に危害を受け、又は受ける
東茨城郡茨城町		おそれが生じており、継続的に
(ひがしいばらきぐんいばらきまち)		救助を必要としている(那珂川
		の決壊による住家の浸水)。
		(災害救助法施行令
		第1条第1項第4号適用
【栃木県】	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災
宇都宮市(うつのみやし)		害により、多数の者が生命又は
足利市(あしかがし)		身体に危害を受け、又は受ける
栃木市(とちぎし)		おそれが生じており、継続的に
佐野市(さのし)		救助を必要としている。
鹿沼市(かぬまし)		(災害救助法施行令
日光市(にっこうし)		第1条第1項第4号適用)
大田原市(おおたわらし)		
矢板市(やいたし)		
那須塩原市(なすしおばらし)		
さくら市(さくらし)		
塩谷郡塩谷町(しおやぐんしおやまち)		
塩谷郡高根沢町(しおやぐんたかねざわまち)		
那須郡那須町(なすぐんなすまち)		
那須郡那珂川町(なすぐんなかがわまち)		

災害救助法適用市町村	 法適用日	備考
【群馬県】	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災
前橋市(まえばしし)		害により、多数の者が生命又は
高崎市(たかさきし)		身体に危害を受け、又は受ける
桐生市(きりゅうし)		おそれが生じており、継続的に
太田市(おおたし)		救助を必要としている。
沼田市(ぬまたし)		(災害救助法施行令
館林市(たてばやしし)		第1条第1項第4号適用)
渋川市(しぶかわし)		
藤岡市(ふじおかし)		
富岡市(とみおかし)		
安中市(あんなかし)		
みどり市(みどりし)		
北群馬郡吉岡町(きたぐんまぐんよしおかまち)		
多野郡上野村(たのぐんうえのむら)		
多野郡神流町(たのぐんかんなまち)		
甘楽郡下仁田町(かんらぐんしもにたまち)		
甘楽郡南牧村(かんらぐんなんもくむら)		
甘楽郡甘楽町(かんらぐんかんらまち)		
吾妻郡中之条町(あがつまぐんなかのじょうまち)		
吾妻郡長野原町(あがつまぐんながのはらまち)		
吾妻郡嬬恋村(あがつまぐんつまごいむら)		
吾妻郡草津町(あがつまぐんくさつまち)		
吾妻郡高山村(あがつまぐんたかやまむら)		
吾妻郡東吾妻町		
(あがつまぐんひがしあがつままち)		
利根郡みなかみ町(とねぐんみなかみまち)		
邑楽郡千代田町(おうらぐんちよだまち)		
邑楽郡邑楽町 (おうらぐんおうらまち)		

災害救助法適用市町村	法適用日	備考
【埼玉県】	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災
さいたま市(さいたまし)		害により、多数の者が生命又は
川越市(かわごえし)		身体に危害を受け、又は受ける
熊谷市(くまがやし)		おそれが生じており、継続的に
川口市(かわぐちし)		救助を必要としている。
行田市(ぎょうだし)		(災害救助法施行令
秩父市(ちちぶし)		第1条第1項第4号適用)
所沢市(ところざわし)		
飯能市(はんのうし)		
本庄市(ほんじょうし)		
東松山市(ひがしまつやまし)		
狭山市(さやまし)		
深谷市(ふかやし)		
入間市(いるまし)		
朝霞市(あさかし)		
志木市(しきし)		
和光市(わこうし)		
新座市(にいざし)		
富士見市(ふじみし)		
坂戸市(さかどし)		
鶴ヶ島市(つるがしまし)		
日高市(ひだかし)		
入間郡三芳町(いるまぐんみよしまち)		
入間郡毛呂山町(いるまぐんもろやままち)		
入間郡越生町(いるまぐんおごせまち)		
比企郡滑川町(ひきぐんなめがわまち)		
比企郡嵐山町(ひきぐんらんざんまち)		
比企郡小川町(ひきぐんおがわまち)		
比企郡川島町(ひきぐんかわじままち)		
比企郡吉見町(ひきぐんよしみまち)		
比企郡鳩山町(ひきぐんはとやままち)		
比企郡ときがわ町(ひきぐんときがわまち)		
秩父郡横瀬町(ちちぶぐんよこぜまち)		
秩父郡皆野町 (ちちぶぐんみなのまち)		
秩父郡長瀞町(ちちぶぐんながとろまち)		
秩父郡小鹿野町(ちちぶぐんおがのまち)		
秩父郡東秩父村(ちちぶぐんひがしちちぶむら)		

災害救助法適用市町村	 法適用日	備考
児玉郡美里町(こだまぐんみさとまち)	10月12日	
児玉郡神川町(こだまぐんかみかわまち)	10 / 12 🗖	害により、多数の者が生命又は
児玉郡上里町(こだまぐんかみさとまち)		身体に危害を受け、又は受ける
大里郡寄居町(おおさとぐんよりいまち)		おそれが生じており、継続的に
大生仰奇店叫(おおさとくがよりいより)		救助を必要としている。
【東京初】		
【東京都】 		(災害救助法施行令
墨田区(すみだく)		第1条第1項第4号適用) 
世田谷区(せたがやく)		
豊島区(としまく)		
北区(きたく)		
板橋区(いたばしく)		
練馬区(ねりまく)		
八王子市(はちおうじし)		
立川市(たちかわし)		
青梅市(おうめし)		
府中市(ふちゅうし)		
昭島市(あきしまし)		
町田市(まちだし)		
小金井市(こがねいし)		
日野市(ひのし)		
福生市(ふっさし)		
東大和市(ひがしやまとし)		
武蔵村山市(むさしむらやまし)		
多摩市(たまし)		
稲城市(いなぎし)		
羽村市(はむらし)		
あきる野市(あきるのし)		
西多摩郡瑞穂町(にしたまぐんみずほまち)		
西多摩郡日の出町(にしたまぐんひのでまち)		
西多摩郡檜原村(にしたまぐんひのはらむら)		
西多摩郡奥多摩町(にしたまぐんおくたまちょう)		

災害救助法適用市町村	 法適用日	備考
【神奈川県】	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災
川崎市(かわさきし)		害により、多数の者が生命又は
相模原市(さがみはらし)		身体に危害を受け、又は受ける
平塚市(ひらつかし)		おそれが生じており、継続的に
小田原市(おだわらし)		救助を必要としている。
茅ヶ崎市(ちがさきし)		(災害救助法施行令
秦野市(はだのし)		第1条第1項第4号適用)
厚木市(あつぎし)		
伊勢原市(いせはらし)		
海老名市(えびなし)		
座間市(ざまし)		
南足柄市(みなみあしがらし)		
高座郡寒川町(こうざぐんさむかわまち)		
足柄上郡大井町(あしがらかみぐんおおいまち)		
足柄上郡松田町(あしがらかみぐんまつだまち)		
足柄上郡山北町(あしがらかみぐんやまきたまち)		
足柄下郡箱根町(あしがらしもぐんはこねまち)		
足柄下郡湯河原町		
(あしがらしもぐんゆがわらまち)		
愛甲郡愛川町(あいこうぐんあいかわまち)		
愛甲郡清川村(あいこうぐんきよかわむら)		
【新潟県】		
上越市(じょうえつし)		
糸魚川市(いといがわし)		
妙高市(みょうこうし)		
【山梨県】		
富士吉田市(ふじよしだし)		
都留市(つるし)		
山梨市(やまなしし)		
大月市(おおつきし)		
韮崎市(にらさきし)		
南アルプス市(みなみあるぷすし)		
北杜市(ほくとし)		
笛吹市(ふえふきし)		
上野原市(うえのはらし)		

災害救助法適用市町村	法適用日	備考
甲州市(こうしゅうし)	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災
西八代郡市川三郷町		害により、多数の者が生命又は
(にしやつしろぐんいちかわみさとちょう)		身体に危害を受け、又は受ける
南巨摩郡早川町		おそれが生じており、継続的に
(みなみこまぐんはやかわちょう)		救助を必要としている。
南巨摩郡身延町(みなみこまぐんみのぶちょう)		(災害救助法施行令
南巨摩郡南部町(みなみこまぐんなんぶちょう)		第1条第1項第4号適用)
南巨摩郡富士川町		
(みなみこまぐんふじかわちょう)		
南都留郡道志村		
(みなみつるぐんどうしむら)		
南都留郡鳴沢村		
(みなみつるぐんなるさわむら)		
南都留郡富士河口湖町		
(みなみつるぐんふじかわぐちこまち)		
北都留郡小菅村(きたつるぐんこすげむら)		
北都留郡丹波山村(きたつるぐんたばやまむら)		
【長野県】		
長野市(ながのし)		
松本市(まつもとし)		
上田市(うえだし)		
岡谷市(おかやし)		
諏訪市(すわし)		
須坂市(すざかし)		
小諸市(こもろし)		
伊那市(いなし)		
中野市(なかのし)		
飯山市(いいやまし)		
茅野市(ちのし)		
塩尻市(しおじりし)		
佐久市(さくし)		
千曲市(ちくまし)		
東御市(とうみし)		
安曇野市(あづみのし)		
南佐久郡小海町(みなみさくぐんこうみまち)		

災害救助法適用市町村	 法適用日	備考
南佐久郡川上村(みなみさくぐんかわかみむら)	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災
南佐久郡南牧村(みなみさくぐんみなみまきむら)		害により、多数の者が生命又は
南佐久郡南相木村		身体に危害を受け、又は受ける
(みなみさくぐんみなみあいきむら)		おそれが生じており、継続的に
南佐久郡北相木村		救助を必要としている。
(みなみさくぐんきたあいきむら)		(災害救助法施行令
南佐久郡佐久穂町(みなみさくぐんさくほまち)		第1条第1項第4号適用)
北佐久郡軽井沢町(きたさくぐんかるいざわまち)		
北佐久郡御代田町(きたさくぐんみよたまち)		
北佐久郡立科町(きたさくぐんたてしなまち)		
小県郡青木村(ちいさがたぐんあおきむら)		
小県郡長和町(ちいさがたぐんながわまち)		
諏訪郡下諏訪町(すわぐんしもすわまち)		
諏訪郡富士見町(すわぐんふじみまち)		
諏訪郡原村(すわぐんはらむら)		
上伊那郡辰野町(かみいなぐんたつのまち)		
上伊那郡宮田村(かみいなぐんみやたむら)		
木曽郡木曽町(きそぐんきそまち)		
東筑摩郡麻績村(ひがしちくまぐんおみむら)		
東筑摩郡生坂村(ひがしちくまぐんいくさかむら)		
東筑摩郡筑北村(ひがしちくまぐんちくほくむら)		
埴科郡坂城町(はにしなぐんさかきまち)		
上高井郡小布施町(かみたかいぐんおぶせまち)		
上高井郡高山村(かみたかいぐんたかやまむら)		
下高井郡山ノ内町		
(しもたかいぐんやまのうちまち)		
下高井郡木島平村		
(しもたかいぐんきじまだいらむら)		
下高井郡野沢温泉村		
(しもたかいぐんのざわおんせんむら)		
上水内郡飯綱町(かみみのちぐんいいづなまち)		
下水内郡栄村(しもみのちぐんさかえむら)		
【静岡県】	10月12日	住宅被害(世帯)計 全壊2、床
伊豆の国市(いずのくにし)		上浸水440、床下浸水329、
田方郡函南町(たがたぐんかんなみちょう)		一部損壊12(災害救助法施行
		令第1条第1項第1号適用)